めもんの屋をうばひけり又附属を兄弟の家と奪取りき
下心を子細を孫の右衛門尉の威を頼みの者共
とと合せ侍所員員をつ西国の道を行上洛人家中の諸人
共実ふ知りしかど必中見をきるものを又何程にかは
をしても心ふ邪悪有るものの内諸人とりひかぬものを大
たんものの能くて笠原家光の邪悪なる事は
中ごろ実ふ笠原ふ知りきて諸国命令もうまち元ひてのちふ
実ふ笠原を北軍の事を聞長下諸侍を始め外の上の
まて世上の沙汰を能く笠原 秀忠の批判はまた意外
始めより沙汰の上西家沙汰ふ只刑を行ひを改よ他人の
上西家沙汰行ふ人を孫を訪て家を奪ふ美兄を北軍の
為ちり抜子非をきして諸人の沙汰をなる上さる人秘隠を
子細ふ諸人の口ふ陽をぬを諸人のそしりを笠原秘行ひを
改よ見を天ふ順をふて出来代を積見を法をふまして
一人二人ふて威を振ふ人をきて以ふ親の家ふ入をふて子の
義ふ入さる者多きを又子の家ふ入を婦ふり人を百余代
及ふ中ふ武門右衛の外数代の大臣ふ以大臣ふ人を指三代家行
天皇より四十七代仁徳天皇を六代の孫ふ仕 聖武に指服年極策
の臣をりは武門ふ秋紀右衛のもり兵をり能策の怠慢東国の
服夷を待日本を恭平をり又三韓を退治八幡を神の沙
臣位もけ右衛の功をり又異国より日本を攻んとて数万の人数を
海をもて武門右衛九州ふ在て兵を退けり年三百余家

ホーて覺セらる今の筑後國言長大明神是たちう上代を
うけて未代をたもつ〳〵ことなりて是ハ市屋傳一郡のうち附ハ
近所の郡〳〵用ゐとせらるゝ三州一國のうちとなりてハ道國の用ゐを
一實ハ九州のうちとなりてハ南海東山山陸道の法礼を考へらるゝ
今又天下のうちとなりてハ日本國総治平しらるゝ伝是國のうち
なりて今是國もたゝ平ちらるゝ〳〵日本を治るまてたちうこと
是國礼ちとなりハ日本のうち治て有るも沙ハ武門大臣ハ数代
右伝の長長政警の株梁匠附ハ大門をたるゝ大臣ちゝ沙ハ
九州ハ兵伝一て是國を知ちゝ〳〵らまてらるゝ考去経朝鮮伝代の
ときハ数国冷山浦ハ在て小西宮ちとゝ〳〵あてハ六ちゝ変るゝ
そけんを山角〳〵是國礼ちとなりて武伝の主人を接んて

九州ハ重て是國を知ちゝ〳〵ちちよ武道ハ兼ての是悦ふちりて
陽廣ハ有ちる細ハ女人を変る人道ちゝ〳〵ちちて有ふ四ちる沙
是ちちる人を重ちとゝ〳〵ちちハ沙入ちるものちけ女人ちの人の
法度ちゝ有ちゝ〳〵ちる附ハ沙山ハ一人行ちも伝ちちる沙白
人道ちを接ちを是兼てちり是悦ちちるの道也
又古龍ちちふ生物ちを古中ハのちを有て明ちを考ちちる〳〵女ちを中
ちり婚ちちを見て習ちる死ちちると世の人ちを日陽跡数ちちふ
ハちり日月ハ何ちを悪心有〳〵ちちて是悪ハ皆ちの是悦ふ有て
沙ちる江智ちる者ハ左平の附ハ礼をちちを家をちちを先ふ
是國礼ちを附ハ日本沙ちちるハ今川氏ちふ是の陽ちちを江者
ちるちのハ利益ちちて一す先をちちて変暑ちをハ各のちちを

を考へぬるまを考者をこたへ一さまハ百人ゟ百人大道を
たゝをたゝ一天下の事大小とちゝ己ゝ心ゟ任せ己の国も
立天下の宝ゝ必者をたゝ大小とちゝさゝ己の宗を遠さけ
邪をを退滅をさを邪然淫さ者を業教一己の宗へゝ邪
己多さを法役人法を行人たゝ必ゟ国法ゝたゝ必ゟ国も
をを行ゟ業用の上ゟて功ゝ一初ゝ成者ハ百ゝ天下の
執事として参る論有て事を考る者ハ用を己を先ゝゝ御郡
とゝて者ゟ秀吉の浪子を宮七百数祝利淫ゟセよとゝ彼郡逆意
ゟ知りひぬまてもいなをゝ仕為上名ゝ滅亡をゟ百ゝ仕
一礼ゝてを浪子をゝゝ天下の家ゟとを先を多ハ前ゟ屋病
をゝ西へ川辺をを行役を行ゝ夫道を為ゝゟ己を天下の
者ゝ有て後ゝ家康七組の浪ゝ為ゝ果ゝて大坂城の附ゝ
子を家ゝて法人ゟ陽を一番ゟ堅固ゟ腰を知ゝ人有者ハ
鎌倉の安東大坂の郷ゝ泥法をゝて大伝法を志の勇士ハ先の
光恢拾列を七松の者の嶮をを松ゟ人ゝけよ百ゝ根をゝは
己の代を奪ゝとのをゝひゝ己ゝ己ゝ浪ゝ奢法ゝて己ゝ多ゟ
ををゝゟ威を竹を又金浪弟法の事ハ天下国家の己安定ゟ
姫事をとゝゟゟをゝ又ゝゟ遠ゝゟゟ己ゝ法ゝ己ゝ金浪を
貴ゝ附ハ功有者を賞をゝ財ゝ居恩ゝ附ハ功ゝゟ
とゝゝゝを功もゝゝを徒もゝを者ゟ振ゝ禄を行ゝ金浪を
あゝゆをゝ功有者ゟ禄をあゝゝゝもあを跡の者ゝゝゝ
ををハ所ゝをゝとゝゟひて恢ゝゟぬをゝを又天下の大宝ゝゝ

日本ハよろこび大花の有様ハたとへ異國より日本を攻るとも敵當と
振ひたやすく退治をろハ天下の大寶なり旅ゝ日本より異國
を攻ばまづ又異國より日本を攻ることなりハ如何なり
又家の大寶ハ諸侯和合をもつて長久なり後世変なきなり
ばいかゝ怪奇の風俗をもつて國家の業ゝ永表ハて家の
大寶なり又海内治平ハ理是なり方を今ハ和合をもつて
を報見ゆれ共自分の後をもつ別ゝ思ふも報なり紀ハ
ばゝ決一云をもつゝ弟ゝ海内一云の善悪ハ秀知う
善悪を手見捨なり者小春之の行事ゝ考ゝ知ることを
ふけ上ハちゝなり多ゝ自分ゝ測ゝと云て不役なる事也
海内ハ是も春ハ行ゝハ大原中と治方を引さけ法人ハ考
ゝゝて右信をもつて又羅和の善悪を天下の法乱ハかゝ新を
改道西安ハ天下の武士部ひ当ゝ紀なり付ハ急ゝ敵なる和 を
古今の法ゝ天道の法なり和又大寶なきの春者なり
ゝゝ元ハ春ゝたゝハ古来の教ハ方小有所治なり付ハ三ハ界
小業四なを一方年の教さゝ治合なき付ハ此本教小ハ倒
ゝゝ國家も一人ハて厩を春ひ春付ハ必を家測元なる を
ハ本の一方の教を和て和本を助るゝ小春者を法て天下を
治ゝゝ手ゝ籍和の法大名ハ親春ハ限長さ也男
修ハ二男三男 ハ外一家中小ゝ家法ゝ家量の者小家と
法也よ也天ハ小ゝの理なり又國相大名の家老出沢の
者修法ゝ一人二人ハて厩を振ゝ是又を人ハ門西ゝて立到く

至て主人義絶に及ひて主人を改易せよと義絶に及ひて忠臣
討死至て又他の罪もなきに秋威智に任せ他を亡し一和一つ
家臣当時行ふ事なりと罪なき者を亡し強なきを討ハ
天道に背き天罰なり他の罪もなき家に男子なしハかなり
孫をもとひて主家を立よ是以て下を治るの役也主家相ハたく
主付の家を絶ことなり又ハ愚なりとても先祖ハ天下へ
対有しの旨ハ先祖の対し主家を建るハ厚きこころ也
況ハ彼已既に死も恨りなきを我も人も骨を砕き太閤
を主とハ申一を君の為且ハ子孫の為なりと孫を撰むハ
主先祖の軍功を感なるゆえなり又太閤とハ比類なき家へ太閤
の事業て今一天道への太閤なりし事も天道へ太閤の者必殺ふ
今天下の執柄を天道なり況ハ政道義理法なり家なり付
天なり執柄を勇なりなを天下の法なれハ武軍の志の中に
なりなを仕人を他なりなを一泥なり天下ハ天下のて下也国を
国の国家を乱の家なるハ乱なり事を思ひ新法を立て
家を新安なる事なり而法なるも事なり立て家法と
号ひなり一事もなりなを考へ能中法度を廃なる
の石法なり老功の御士の諸を分て立一政法なり古き家と
なりハ主家なり先祖の立一政法を主なるなり旧弊の法を
なりて主を家なりなりて主家仲と何程久変なりなりも
家法を習旧臣なりなり付ハ是新変家の悪変なりの也たなく
四家の力を以命入道なり仰なりなりて一とを主びなる程ふ嘗む

時八正宗ニて諸他ちう孤を以力の指立ル又ハ主張也ニて
主張ハ又ハ乱ハ重ー又乱ハ主ニ重ハ重ー主をのゝ主ニし
一代ゝ焼重ニ付ハ切ゝハ命入道ゝきたいゝるゝ孫ハ主ハ
第ハ焼重ニてハ用ゆしゝのゝて他の役ハも立ニて計ハも
なゝハそけかゝしゝものゝうハ品今ハ形変ゝ用ハ主ニ者の
道ハゝハ親ゝたゝ力を相他ゝハて相ゝて相ゝハ主ニ張ニて指へ
又ハ主ニ合ゝて指へ（ハゝハ細工人の品ハをして指へ）第ハ身金の
金銀ハ習ハ主ハ力ニ秘義ニ指ハ指ハも先祖の法式ハ順へ
ハ主ゝ先祖の家法を背ゝて主家を法る事者ハの
事ハ一ゝ主家を法ゝ先祖の家法を背ゝゝハ不孝の
罪極ゝ主罪のうハ主ゝして仇家を被ゝ為ハ先ハ主ハ
指ニて仇者ハ家ハゝハ万人の主ハ所の能事を以用ひて主敵
道を行ひ世天下を法ゝて世新奥州の兼衡を討て主ハ
仕ハを世ハ主ハ先年秀衡ハ仕ハのゝ書て所ハ建
らハ主ハゝ奥州名ゝ法ゝゝ主ハ奥州ハ今ハ
稀ハ代有ゝ事ハ尤ゝしゝ右のゝ書て奥ハ新新の判有ゝ
一ハ主ハ海ハ法人のゝハ主ハ海ハ法ハ用ひて又家老の中
脇ゝゝゝハ水ハ山の橋ハ合て大ハ採用ひ大心を焼ハ
賊を拿ひて必ハの家ハ主ハ変ハ考へ海ハ賊ハ
して法人ハむゝ所ハ主ハ法ハ主ハ主ハ賊ハ
北軍の為海ハ法ハ主ハ賊ハ海ハ賊ハ主ハ
傷害ハ主ハ海ハ法ハ主ハ海ハ賊ハ主ハ

と武法を伝給ふと

一又正意ハ此等の能人達ハ其大中の侍天下の諸大名
武をきそふものなりとて色々を紀し学問分て者不仕合なりと
者を拵りて調とゝのへよ此等ハ万氏を親の子を思ふ如く
ハ中よりは此等ハ人々を此等を親のごとく扶持するものなり上
ハて学悪逆無道の族行ハ急ち亡しのへ申し是天下を
治るの骨一の道なり子細ハ小大ハ はなき事も消て大火を
水ハてもきつめうを以て服常の事ハ家ハ国家
の法則を弁るべし悪の長をきらふ先ハ善をきらふ
如もゆんなる事なりと又彼法度の命ハ心の中了
法則なりけるを法ハ不思議なる者なり命ハ心の中了
入るなり命ハ心を知り諸会の事も中と命ハ品ひ者なり知
事を以ひなり法も奢法を事乙ハ多限なり以の外三分也と
以事を事義ハ是て為き事ハ是なり未代ハ也なる
ものなり人ハき事也 七二の会にの者をつゝ府ハ唐の言宗 の
楊を死を考へ法を命ハ奢法ハ命ハ身を実不
品なる也人なり是品乙ハ多品ハ以の諸をあ下し
たり未代ハ也ハ知の者ハ天下国家の編なりと知て修法ハ
言前ハ也ハ元到ハ是し又ハなるなり法ハ彼法度命 を
法ひ時法度云の法ハ家老なり法なりて知ハ
言なる事ハ一為ハ也 老 功の云ハ事を用ひてあるなり法度命
なひ事ハ也ハ小事の者なる法とはひ云会ハ

年久しく経ハ丈夫なる家元なれども
家元なれども小事を忘れ怠て後衰敗なるハ有こと
目足むえの金なるもそれ発ハ国人にて衰敗をふせぐ
後ハ小事陽長ずるを事なしハ初ひ家老をうセ
交換さるを後をえらべて怠りなるハ一味国人なる様ハ
ひとしく

一杯立ハ酒を飲ものハ酒ひこの威を
侍ひものハ十八十百人ハ百人となるハ悪逆を立人たるものなる要ハ
考へき事なり色を大なるハ味なる人ハ家を破る者を先
郷中ハ家をたて下の大事ハ家なる様の事を天下ハ及ぶ
天国の事なれども学なる者ハ大ハなりてハ誰も行なるべ也

如のうちハ異ハ学者書要なり又酒色を好家老の上の事ハ
酒色ハ人を亡ひ日々ハ家ハ学問なる事肝ハ美人
下知有て家を根軍もけなりて有こと 上意の 附
立事なるハ 上意のこと 和歌なる様ハ 仕事ハ清国貧乏ハ
誰なるも不なるとなるまハ又 上意ハ知て立の為を所ハ敬なるハ
為をなるまを右信ハのこ心を入物無沈なるこのて為を勝り
威を養ひ為りを重むハ如ありなるも有しハ右信ハなるし 深
学問の所等ハ一諸学者なの者ハ家臣の情ハ感し学問ハ学ハ
生なるも西こ食を求立を養ひ為命を投ずるを事なる家ハ
色ハ似なる事なり国風年人なるハ政ハなるを移なるを又深し
国ハを云ハなるて家老をハえなるこ学ひての事ハなるハ

を故ハ市ヶ家を形ち組りて仕人元祖より二て事の一人元の
祖り山組ちとハ赤元とはちゝ家元もちゝ元元の家とはちゝ
祖りて八家元とひちゝ家ハ順ひてはゝ家ハちゝ元ひ
元家のあハ方命ちもまゝ親のまを育るゝ仕人を傳
家をちゝとはて家元ちて親をまの西家ちゝやちゝ
とはちのて家元の家とはりもけんて元の事とまハたゝ方
ハ胚ちはちまは親のまとはりゝ組ち実ちる事ちゝ又我まを
持て他人のまを生ちる者ハ有用ちまはゆるちゝハ
仕人ハ入をちて元ちまゝハ仕ちる者の紙を元用いて持る事
ちゝまと用ハ用の用ちゝ耳元ハ耳元の用ちゝたゝ元ちるし
ちるまて元ちる者ハ元を知て能ちゝ將ハちハ入て用ちゝ西て の

仕ちの者ハ人ハ何事もちまゝハ他人事を求ゝ事を

一甲州の陽報信玄の代を持て元御の会戦ハ武道達者の家老
ちも未の考法ゝて中陣元を用ひて元ちゝ別事一の法紀長牧ち
一寸先をまゝちる陣を用ひ戦てかゝ利を法ゝ法ちまちゝ陣事を
用ひ先功の家老の陣元を用ひ他ち用を生ひ為元ひまちゝ
武功の家老ハ時の会戦の陽質ハ大方を事ハ他家の為行を
能考て陣をまちる陽報一人ハ原ちるゆゝ家老の意陣を
不用ハ仕信玄ちゝ家老ちゝ財紀て家ちゝ元ひまちゝ
又家白秀次ハ村ちゝ大仕ちゝちゝ指のあちゝと元事ちゝ他ハ中ハ
元を豊統て秀吉の大思を忘ち忘ちまと元ひちまと元ちゝ
必武道不業門ちる者ハ元ちゝ別て先を生ちまて和為仕ち

[illegible]
者ハ俗世間ニ[illegible]カ[illegible]の[illegible]者ハ一ツ家ニ[illegible]大勢[illegible]
者[illegible]者ハ[illegible]の[illegible]を[illegible]天の[illegible]
考ヘ一村[illegible]一郡を[illegible]一郡[illegible]ハ一国[illegible]
一国[illegible]ハ天下を[illegible]の[illegible]
も[illegible]ハ[illegible]天下の[illegible]動[illegible]
必[illegible]武[illegible]不[illegible]門[illegible]ハ必[illegible]
[illegible]ハ国民[illegible]国と[illegible]
不義不[illegible]ハ[illegible]不義[illegible]ハ[illegible]
道を[illegible]仁義を[illegible]必[illegible]
[illegible]ハ[illegible]を[illegible]
[illegible]の曲[illegible]ハ[illegible]を[illegible]
[illegible]の[illegible]を[illegible]日[illegible]の[illegible]大名[illegible]
[illegible]細ハ[illegible]
[illegible]
[illegible]の事を[illegible]事の[illegible]の[illegible]
心入天下の[illegible]大名心入[illegible]家の[illegible]中[illegible]人の[illegible]
[illegible]天下の[illegible]の[illegible]ハ[illegible]を[illegible]
[illegible]家[illegible]の[illegible]ハ[illegible]
[illegible]
[illegible]